

適正な機械の利用をお願いします。
(就業制限・特別教育・特定自主検査・定期自主検査)

一定の危険・有害な業務に労働者を就かせるときは、事業者は、その業務に関する安全または衛生に関する**特別の教育**を行わなければなりません（労働安全衛生法第59条第3項（特別教育））。

また、特に危険・有害な業務については、**免許や技能講習**など必要な資格を有する者でなければ、その業務に就くことが禁止されています（労働安全衛生法第61条（就業制限））。

特定機械については、**定期に自主検査**を行い、その結果を記録する必要があります。また、それらの機械等のうち、プレス機械やフォークリフト等の機械は、**法定の資格者又は検査業者による特定自主検査**を行う必要があり、**ステッカーの貼付が必要**です（労働安全衛生法第45条（特定自主検査・定期自主検査））。

対象となる機械（一例）

表示している機械は一例になります

イラスト出典：（公社）建設荷役車両安全技術協会ほか

車両系荷役運搬機械	就業制限	特別教育	特定自主検査	定期自主検査
フォークリフト 	最大荷重 1t以上	最大荷重 1t未満	1年以内 に1回	1月以内 作業開始前
不整地運搬車 	最大荷重 1t以上	最大荷重 1t未満	2年以内 に1回	1月以内 作業開始前
ショベルローダー、フォークローダー ¹ 	最大積載量 1t以上	最大積載量 1t未満	対象外	1年以内 1月以内 作業開始前
高所作業車 	作業床の高さ 10m以上	作業床の高さ 10m未満	1年以内 に1回	1月以内 作業開始前
車両系建設機械				
整地・運搬・積込み用機械 	機体重量 3t以上	機体重量 3t未満	1年以内 に1回	1月以内 作業開始前
掘削用機械  解体用機械 	機体重量 3t以上	機体重量 3t未満	1年以内 に1回	1年以内 1月以内 作業開始前
基礎工事用機械  締固め用機械 	機体重量 3t以上	機体重量 3t未満	1年以内 に1回	1年以内 1月以内 作業開始前
コンクリート打設用機械 	機体重量 3t以上	機体重量 3t未満	1年以内 に1回	1年以内 1月以内 作業開始前
木材伐出用機械				
伐出用機械  走行集材車  架線集材車 	対象外	全ての機械	対象外	1年以内 1月以内 作業開始前
移動式クレーン				
吊削用機械  	操作：移動式クレーンのつり上げ荷重 免許 : 5t以上 技能講習 : 1t以上 5t未満 玉掛け : 移動式クレーンのつり上げ荷重 1t以上	1t未満	対象外	1年以内 1月以内 作業開始前